

法令及び判例ニュース

(N.º 7-09) サービス税 (その 6)

今年の初めからブラジル租税体系の概要について書いている。前回は別件、商業代理業につきコメントしたが、今回は租税制度へ戻り、市が徴収できるサービス税の概要を纏めてみた。

A.)- 法令 – サービス税(imposto sobre serviços de qualquer natureza)

1.5.1.- はじめに

市のサービス税徴収権は連邦憲法の 156 条 III 項に規定されており、税率、課税対象サービス、免税等の規則は憲法補則令 (Lei Complementar) が制定する。

ブラジル租税法典(Código Tributário Nacional – CTN)のサービス税に関する規則は、1968 の法令 (Decreto Lei n.º 406) により一部改正され、更に、2003 年 7 月 31 日付き、連邦憲法補則令 (Lei Complementar n.º 116) により追加改正された規則が現行サービス税法の基礎となっている。

サン、パウロ市は、上記連邦憲法補則令の改正に従い、2003 年 12 月 24 日付き法令 (Lei n.º 13.701) によりサービス税徴収の改正をした。現在 2009 年 3 月 16 日付き細則令 (Decreto n.º 50.500) が、サービス税を含む市諸税の徴収規則となっている。

サン、パウロ市の租税徴収制度は他市の租税制度のモデルとなっている点から、上記、同市細則令に従うサービス税をベースとした内容である。

1.5.2.- サンパウロ市のサービス税に関する規則は同細則令の 137 条から 275 条に記載されている。

1.- サービス税の納税者は 137 条にリストアップされたサービスの提供者であり、課税対象サービスの分類、詳細等が記載されている。

2.- 138 条は課税対象外サービスと免税等 (例サービスの輸出) を規定している。

3.- 1968 年の Decreto-Lei n.º 406 の 12 条は、同税の徴収権はサービスを遂行した業者の事業所が在する市と制定し、土木と配管工事は例外的に取り扱い、工事現場の在する市が徴収出来ると規定していた。

其の他は、サービス業者の本社が在する市へ納入する。

2003 年の憲法補則令は、市間のサービス税徴収権の紛争を防ぐ目的から 139 条と 140 条に、徴収権について明確化を図ったが、紛争の全解決にはならず、納税者へには、サービスにより、どの市へ税金を支払うのが正しいのか、まだ疑問点が継続している。

4.- 納税者が税率の低い市へサービス税を支払う方式を防ぐ目的からサンパウロ市は市外に在するサービス業者がサンパウロ市内でサービスを提供する場合、サンパウロ市への登録を義務つけた。登録の無い業者への支払いはサービス税の源泉徴収が義務つけられている。

5.- 税率は、サービスの種類により、2%、2,5%、3% と 5% となっている。

6.- 納税者は提供したサービス料金の取り立てに Nota Fiscal を発行し、Nota Fiscal をベースに税金を支払うが、電子ノートフィスカル(Nota Fiscal Eletrônica)も発行できる。

7.- 例外的な取り扱いサービスは、州或いは市間の運送と通信サービスは前に記載した州税 ICMS の課税対象となっており市税のサービス、リストには含まれていない。

B.) 判例 — INSS への年金厚生納入金の時効

企業(総給料額の 20%)と社員(役員を含む報酬の 8% - 11%)は毎月 INSS へ年金厚生向け納入金を支払っているが、納入金の時効は、91 年の法令 8.212(art. 45 e 46)に 10 年と規定している。INSS は同法令の規則へ従い、納入金を取り立てには監査時点から 10 年間に遡り追加徴収或いは摘発をしているが、最高裁判所 (STF) は同条文の時効規定は租税法典 (CTN- Código Tributário Nacional) の 173 条と 173 条の時効 5 年の規定に反する観点から、違法条文の判決を下した。

上記判決は納税者(企業)が行政又は司法裁判中の案件にも、適用が可能であり、摘発書の日付けから遡り、5年以上は既に時効が成立している可能性もあり、各案件毎に内容をチェックし、時効成立申請により、INSS が請求する追加徴収額を削減することができる。

(RE 559.943-4 RS Ementário 2.334-10, DJe n.º 182, publ. 26/09/2008)

S. Paulo, 03/07/09
Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno & Oshikiri Advogados
Av. 9 de Julho, 4954
São Paulo –SP.